

Sautrāntika についての一考察

石 田 一 裕

1. はじめに

本論文で、私は Sautrāntika の起源について考察する。Sautrāntika の研究は、加藤純章『経量部の研究』を嚆矢として深められ、多くの論考が生み出されてきた。私自身もこれまで、いくつかの論考を著し Sautrāntika について考えてきた。

Sautrāntika については、その起源について定まった見解がない。近年、佼成出版から新アジア仏教史全15巻が、また春秋社からシリーズ大乘仏教全10巻がそれぞれ刊行され、仏教研究の新たな土台が築かれつつある。しかし、Sautrāntika についてはいまだ見解が定まらないのである。私は、これまでの研究を参照しつつできうる限り穏当な Sautrāntika 像を描き出したいと考えている。とはいえ、現存する資料の考察は相当すめられていることも事実であるから、本論文では直接 Sautrāntika に言及しない文献を考察しつつ、部派内における学派、あるいは専門家集団について考えてみることで、有部における Sautrāntika の位置について考察してみたい。

2. 考察の方法

本論文で私が注目したのは、Suttantika という人々である。彼らは經典の専門家集団であり、さまざまな部派に存在したと考えられる。この Suttantika はパーリ律に見出すことができ、それに対応するように漢訳の各種律文献にも見出すことができ、各部派が成立する当初から存在したと考えることができる。Sautrāntika の起源を Suttantika の考察を通して考えることが本稿の目的である。

3. Sautrāntika 理解の現状

Sautrāntika の考察を進めるまえに、Sautrāntika 理解の現状に言及しておこう。ここでは個々の論文を紹介せず、上に紹介したアジア仏教史とシリーズ大乘仏教における言及をいくつか紹介したい。

まずアジア仏教史における言及を紹介しよう。

西北インドのなかでも、二世紀のクシャーナ王朝 (Kuşāṇa, 貴霜) カニシカ王 (Kaniṣka) の時代には、カシミールの有部が正統派とせられ、ガンダーラおよび西方の有部は正統派からは異端とみられていた。また、この説一切有部から分派したとされる経量部は、その実態は不詳であるが、西北インドに栄えた可能性もある。後には有部と経量部は教理的に小乗部派の代表とさえみなされるようになった。(池田練太郎「仏教教団の展開」、『アジア仏教史02 インドⅡ 仏教の形成と展開』p.163)

ここで言及されるように、Sautrāntika (引用文中：経量部) の実態は不詳である。実態が不詳というのは、そのような実態があったかさえも不詳であるということである。

次にシリーズ大乘仏教の言及を二つ紹介したい。

経部の起源について確定的なことは言えない。『大毘婆沙論』で「譬喩師 (Dārṣṭāntika)」と呼ばれる異端のグループが経部の源流であると言われるし、譬喩師はすなわち経部であるとする印度の伝承もある。いずれにせよ最初是有部教団内部の学派 (スクール) として誕生し、のちには有部とは独立の部派 (セクト) となっていたと考えられる。(本庄良文「アビダルマ仏教と大乘仏教—仏説論を中心に」、シリーズ大乘仏教第二巻『大乘仏教の誕生』p.185)

『順正理論』の処々には「譬喩部」「経部」の用例が検出される。部派であるという認識が推測される。これについて「譬喩師は最初から経部であり、少なくとも『俱舍論』以前から経部の呼称はあった」と

する本庄らと、現存資料では経部の初見が『俱舍論』であることと『俱舍論』経部と譬喩師との理解の差異を重く見てそれを否定する原田和宗らとの間に見解の相違がある。(同 pp.202-203)

ここでは Sautrāntika (引用文中：経部) の起源がいまだ確定できていないことを記しつつも、インドの伝承によりそれがスクールからセクトになった可能性が指摘されている。また第二の引用では、Sautrāntika (引用文中：経量部) の理解の相違が具体的に示されている。

この二つは Sautrāntika の実態や起源が明らかになっていないことに言及する点で共通している。Sautrāntika の起源については、いくつかの理解があるが、諸学者の間で共通の理解が形成されていないのが現状である。

4. Suttantika の考察

4-1. パーリ律中の Suttantika

パーリ律には Suttantika という語が見出される。私は、これについて「Sautrāntika と経部・経量部一玄奘訳に見られる経部の用例を中心に」(『三康文化研究所年報』44)、“*Problems regarding Kyōryōbu (Jingliangbu) as a Translation for Sautrāntika*”(『印度学仏教学研究』)において言及をしてきた。ここでは重なる部分もあるが、パーリ律と Visuddhimagga において見出される Suttantika について言及しよう。

パーリ律における Suttantika の用例は、まず僧残法第八条無根謗戒の因縁譚の部分に見出される。そこでは Dabba Mallaputta が比丘たちに房舎を差配する際に、同類比丘 (sabhāgānaṃ bhikkhūnaṃ) を同じ房舎に差配したことが説かれており、その具体例として比丘の中で suttantika (誦経者) であるものたちを、互いに誦経するべく同じ房舎に差配したと述べられている。また vinayadhara (持律者) や dhammakathika (説法者) もそれぞれが同じ房舎に差配されたと説かれている (Vinaya Piṭakam III p.159, PTS)。

次の用例は波逸提法二十九条受比丘尼讚歎食戒の条文解釈である。この戒は「比丘尼が信者にたいして、特定の比丘を名指してその比丘に食物を供養するように勧めて供養された食」(平川彰『二百五十戒の研究Ⅲ』

p.319) について、比丘がそれと知りながら受けることを禁じるものである。この戒の条文は「いずれの比丘といえども、知りつつ比丘尼の幹旋した鉢食を食べるならば、先に在家者が計画したものを除いて波逸提である」(同上 p.322. *Vinaya Piṭakaṃ IV* p.67, PTS) というものである。この中の比丘尼の「幹旋 (paripācita)」という語を「幹旋するとは、先に与える意志のない人びとに、(また) 作そうと欲する意志のない人びとにたいして、尊者は説法者なり、尊者は多聞者なり、尊者は経師なり、尊者は律師なり、尊者は法師なり。尊者に供養せよ、尊者に奉仕せよと(勧めて) いう。これが幹旋である」(平川彰『二百五十戒の研究Ⅲ』 p.326. *Vinaya Piṭakaṃ IV* p.67, PTS) と解釈しており、この中の経師が *suttantika* である。

今述べた二つの用例のうち、前者は教団の中に *suttantika* や *vinayadhara* あるいは *dhammakathika* といったグループが存在したことを示すものである。後者は *suttantika* (経師) という呼称が、説法者 (*bhāṇaka*)、多聞者 (*bahussuta*)、律師なり (*vinayadhara*)、法師 (*dhammakathika*) などとともに、ほめ言葉であったことを示すものといえよう。

4-2. Visuddhimagga 中の Suttantika

Visuddhimagga にもいくつか *Suttantika* という語を見出すことができる。ここでは第一章 *Sīlaniddeso* の *ājīvapārisuddhi* (活命遍淨戒) を論じる箇所における用例と、第三章 *Kammaṭṭhāna-gaḥaṇa-niddeso* の *Dasa paḷibodhā* を論じる箇所における用例とを紹介しよう。

第一章の *Suttantika* の用例は、薬についての議論をする中で見出すことができる。この議論は病気が快復した後も、薬を服用して良いのかどうかをめぐるものであり、これに対する二つの見解が紹介される。一つは *Vinayadhara* のものであり、回復後も薬を服用することは可能であるというものである。他方は *Suttantika* のものであり、罪ではないが生活を乱すから不可であるというものである (*Visuddhimagga* p.41, PTS)。

第三章のものは、衆 (*Gaṇa*) について言及する中に見いだせる。ここで論じられていることは、世間定を修めるための妨げになる十種のものごとについてであり、その第四に挙げられるのが衆である。この世間定の妨

げとなる衆とは *Suttantikagaṇa* あるいは *Ābhidhammikagaṇa* である。これらの衆は「その〔衆〕に教授をなし又は質問に答えて沙門法〔を行なうべき〕の機会を得ざる者にのみ」（『南伝』62巻 p.189. *Visuddhimagga* p.93, PTS）妨げとなる。要するに、議論に付き合う者にとって、*Suttantikagaṇa* や *Ābhidhammikagaṇa* が修業の妨げになる場合があるということである。

ここに紹介した *Visuddhimagga* における *Suttantika* の用例からわかることは、*Suttantika* と呼ばれる専門家、あるいはそのグループ（*gaṇa*）が存在したということである。またそれと同様に *Vinayadhara* と呼ばれる専門家がいたことや、*Ābhidhammikagaṇa* と呼ばれるグループもあったことが理解できる。

4-3. パーリ文献における *Suttantika*

パーリ律と *Visuddhimagga* を考察して推測できることは、教団内にはさまざまな専門家がおり、またその専門家たちによって形成されたグループがあったということである。*Suttantika* はその一つであり、その名称から経の専門家であったと考えることができ、彼等は *Suttantikagaṇa* というグループを形成したということができよう。また *Suttantika* の他にも *Vinayadhara* や *Dhammakathika*、*Ābhidhammika* といった専門家がおり、彼等はそれぞれグループを形成していた。

仏教教団内には、出家者の共同生活を円滑に進めるためのさまざまな役職が存在した。佐々木閑『出家とは何か』（pp.149-151）では十六種の役職とその役職が果たす役割が紹介されており、例えば住居や寝具を分配する分房舎人や教団に寄進された衣を分配する分衣人などの役職がある。このような役職とともに、教団には多くの専門家も存在したであろう。これについては平川彰『原始仏教の教団組織Ⅱ』（p.272）において、言及されている。平川は以下のように述べている。

弟子は師から、いつどこでどのようにして、教法を授けられたかということは、律蔵にはまとまった説明がない。（中略）しかし教法や戒律の学習については、安居三月の学習が重要であったようである。この時代にはすでに教法や戒律の専門的な分化が行なわれていたようであ

る。律蔵には「持律」(vinayadhara 律師)・「持法」(dhammadhara)・「持母」(mātikādhara 持摩夷)・「説法師」(dhammakathika)・「多聞」(bahussuta)・「阿含通達者」(āgatāgama)などの名称が見られる。比丘たちは、律を学びたいときには持律につき、法を学びたいときには持法師につき、アビダルマを学びたいときには持摩夷について学んだのであり、安居のときには、それぞれ高德の比丘のところへ出かけていって、そこで安居をしながら、経・律を学んだようである。

この指摘は教団内に経・律・論の専門家が存在したことを指摘するものである。ここでは **Suttantika** については言及されていないが、比丘たちは、自身が学びたいことについて、専門家を師として学習する機会を有していたのであろう。私は上に考察したパーリ律と **Visuddhimagga** における用例から、**Suttantika** もまたこのような専門家の一つであり、特に経についての専門家であったと考えている。

5. 漢訳律文献の考察

パーリ語文献の考察を通して指摘できることは、パーリ上座部において三蔵の専門家が存在した可能性があるということである。その可能性が、他の部派にもあるかどうかは、別の考察が必要である。ここでは、他部派においてもそのような専門家が存在した可能性があることを指摘したい。そのために諸漢訳律文献における、上記パーリ律との対応箇所を考察しよう。

①『五分律』T22. p.15a-b

於是陀婆。即為僧作差會及分臥具。分臥具時。少欲知足少欲知足共。樂靜樂靜共。誦修多羅①誦修多羅共。持律②持律共。法師③法師共。唄嚩唄嚩共。阿練若阿練若共。乞食乞食共。坐禪坐禪共。

②『摩訶僧祇律』T22. p.280a

爾時^有比丘。名陀驃摩羅子。(中略)次付若阿練若。阿練若者。共乞食。乞食者。共糞掃衣。糞掃衣者。共一坐食。一坐食者。共常坐。常坐者。

共露坐。露坐者。共敷草坐。敷草坐者。共經唄①。經唄者。共法師③。
法師者。共學律②。學律者。共須陀洹。須陀洹者。共斯陀含。斯陀含者。
共阿那含。阿那含者。共阿羅漢阿羅漢者。共三明。三明者。共六通。六
通者。共無威儀。無威儀者共。

③『四分律』T22. p.587a-b

時尊者沓婆摩羅子。即為僧分臥具。同意者共同。阿練若阿練若共同。乞
食乞食共同。納衣納衣共同。不作餘食法不作餘食法共同。一坐食一坐食
共同。一搏食一搏食共同。塚間坐塚間坐共同。露坐露坐共同。樹下坐樹
下坐共同。常坐常坐共同。隨坐隨坐共同。三衣三衣共同。唄匿唄匿共同。
多聞多聞共同。法師③法師共同。持律②持律共同。坐禪坐禪共同。

④『十誦律』T23. p.22a

佛在王舍城。爾時長老陀驪力士子。成就五法故。僧羯磨作知臥具人。不
隨愛。不隨瞋。不隨怖。不隨癡。知得不得。是人隨所應與。若阿練兒阿
練兒共。持律②持律共。說法③說法共。讀修妬路①讀修妬路共。

⑤『根本有部律』T23. p.695c

時實力子被眾差為分臥具人已。所有眾僧房舍臥具。皆依同類而處置之。
經師①經師共同。律師②律師共同。論師論師共同。法師③法師共同。禪
師禪師共同。

以上がパーリ律の僧殘法第八条無根謗戒の記述に対応する漢訳部分であ
る。傍線①は、Suttantika に相当すると思われる語について私が引いた
ものである。ただし確信がないものもある。傍線②は Vinayadhara に、
傍線③は Dhammakathika にそれぞれ対応すると思われる語である。

パーリ律の相当箇所では「Suttantika(誦經者)」「Vinayadhara(持律
者)」「Dhammakathika(說法者)」「Jhāyin(坐禪者)」「tiracchānakathikā
kāyadaḥhibahulā viharanti (卑語をなし身体強壯に住する者。以上の訳
語は『南伝大蔵經』1巻p.268より)」という順で記述されている。これ
に最もよく対応するといえるのは、⑤『根本有部律』である。これは、最
後の「tiracchānakathikā kāyadaḥhibahulā viharanti」に対応する部分を

欠き、「Dhammakathika」に対応するものを「法師」とすれば「論師」が加わっているが、「Suttantika = 経師」「Vinayadhara = 律師」「Dhammakathika」=法師」「Jhāyin = 禅師」と対応関係が見て取れ、提示する順序も共通している。

その他の四訳についてみると、②『摩訶僧祇律』と③『四分律』は、パーリ律と比較して記述が長く、さまざまな要素、特に修行に関する要素が加わっていることがわかる。①『五分律』は②③ほどではないが、パーリ律と比べると「唄」「阿練若」「乞食」の要素が加わっていることがわかる。④『十誦律』は「阿練兒」が加わっており、「禅師」を欠いている。なお「卑語をなし身体強壯に住する者」と対応する語は、すべての漢訳において見出しがたい。

パーリ律も含めて六つの律に共通なのは、まず律に関する専門家が必ず記載されている点である。パーリ律は Vinayadhara、①③④では持律、②は学律、⑤は律師となっており、律に関する専門家が教団に存在したことは間違いない。

次に共通するのは法師である。パーリ律の Dhammakathika、①②③⑤は法師、④は説法となっている Dhammakathika の存在は平川も紹介する所であるが、これが具体的に何の専門家なのかははっきりしない。パーリ律と①は経・律・論を順にあげているから、アビダルマに関するものと予想できる。⑤は論師を説き、これがアビダルマの専門家を意味すると考えられる。それゆえ⑤の法師は経師・律師・論師とは異なる何らかの専門家であると予測されよう。②③は学律・持律の前に法師が置かれ、経を暗誦するものを経唄や唄匿と考えると、経の意味を説く者が法師であろうか。④は、パーリ律と①のように三蔵のそれぞれを説くものとも考えることもできるし、あるいは②③のように経に関する何らかの専門家を意味すると考えることもできよう。

これら諸漢訳律文献から推測されることは、やはりパーリ律から推測できるのと同様に、教団の中にはさまざまな専門家が存在したということである。専門家の種類としては、経あるいは律を専門とする学者タイプ（経師、持律など）や修行を専門とする行者タイプ（禅師、阿練若など）があったと指摘できる。

教団内におけるこのような専門家の種類や、役割については今後より詳

細に研究されるべきものであるが、ここでは一まずそのような専門家が存在したことを指摘しておこう。

6. 論書に見られる専門家たち

6-1. 両毘婆沙論の考察

これまで律を中心に教団内に専門家が存在した状況を指摘したが、このような状況はアビダルマ文献においても確認することができるであろうか。ここでは『大毘婆沙論』を中心に、その問題を考えてみたい。

まず『大毘婆沙論』の以下の箇所を考察しよう。

①『大毘婆沙論』T.27. p.545c

相似種類者。如毘奈耶説。尊者物犢子。左手放光。右手分臥具等。與相似種類苾芻。謂令持素怛纜者與持素怛纜者。同在一處。持毘奈耶者。與持毘奈耶者。同在一處。持阿毘達磨者。與持阿毘達磨者。同在一處。居阿練若者。與居阿練若者。同在一處。令諸苾芻種類同者。共在一處談論靜默。互相隨順修諸善法無憂惱故。

②『阿毘曇毘婆沙論』T.28. p.389c

性相似者。如毘尼中説。尊者陀婆摩羅子。左手放光。為諸相似比丘分房舍臥具。相似誦修多羅者。同在一處。相似誦毘尼者。同在一處。相似誦阿毘曇者。同在一處。相似行阿練若法者。同在一處。欲令諸比丘同住談論靜默者。各相隨順故。

この引用は、四つの種類（あるいは相似）を説明する中に表われるものである。『大毘婆沙論』では、この四つの種類（類）の話題が智蘊、業蘊、根蘊の三か所に出てくる（上の引用は智蘊）。さて四つの種類とは①修種類②律儀種類③界種類④相似種類であるが、ここで注目すべきは④である。この④相似種類の説明には律が引用されるが、それが上に考察したまさにその部分である。

最後の根蘊では「此四廣説如前業蘊（これら四つは前の業蘊で詳しく説明した）」と述べ、相似種類についての言及はないが、業蘊では再び同一箇所が引用されている。これも紹介しよう。

③『大毘婆沙論』T.27. p.642c

相似類者如毘奈耶説。謂物特子左手放光右手分僧臥具。與同類者。諸持經者持經者共。諸持律者持律者共。諸說法者說法者共。諸閑居者閑居者共。分配同類。非異類者。欲令展轉相隨順故。善法増進惡法損減。

『大毘婆沙論』の二つの引用と『阿毘曇毘婆沙論』の引用はよく一致している。引用①の「相似種類苾芻」、②の「相似比丘」は、③の「同類者」とパーリ律の「*sabhāgānaṃ bhikkhūnaṃ*（同類比丘）」から考えると、「*sabhāgānaṃ bhikkhūnaṃ*」の訳と考えることができる。ここで引用されている律は、相似種類苾芻として「持素怛纜者（②誦修多羅者、③持經者）」「持毘奈耶者（②誦毘尼者、③持律者）」「持阿毘達磨者（②誦阿毘曇者、③說法者）」「與居阿練若者（②行阿練若法者、③閑居者）」の四種を挙げており、順序は違うが『十誦律』と共通しているといえることができる。

さて、ここで注目したいのは「相似種類」の説明に、本論文で考察する律が用いられていることである。『大毘婆沙論』の二か所の引用と『阿毘曇毘婆沙論』の引用が共通することから、相似種類をこの律によって説明することは、婆沙論梵本の成立時点で行われていたと考えることができる。それは婆沙論梵本が作成される段階で、相似種類という概念を理解するために、この律の記述が最も適していたということを意味するといえる。つまり相似種類という概念が律の具体的な一場面を用いて説明されているのであるから、そこに記述される「持素怛纜者」や「持毘奈耶者」は婆沙論梵本が作成された時代に実際に存在した可能性が高いということである。

6-2. 『俱舍論』の記述

私は、婆沙論梵本編纂のころに有部教団内に「持素怛纜者」や「持毘奈耶者」などの専門家が存在した、と考えている。各種律蔵にも専門家の存在を示唆する記述がある以上、仏教教団が成立した当初からそのような専門家が存在したと考えることができよう。そしてそれを両毘婆沙論に見出

すことができ、さらに『俱舍論』にも見いだせば仏教教団においてさまざまな専門家が存在し続けたと考えることができよう。

さて、それでは『俱舍論』にそのような専門家の存在を見出すことができるだろうか。私は Sautrāntika が専門家集団の一つである可能性を思い描いているが、それに言及するのは、他に専門家集団が存在した可能性を吟味してからである。

『俱舍論』に見いだせる専門家として、まず Vinayadhara を考察しよう。用例は一つであり、業品において飲酒が性罪かどうかを議論する場面に見出すことができる (AKBh. p.218)。ここでは Vinayadhara (玄奘訳「諸持律者」 T29.p.77b、真諦訳「一切毘那耶藏師」 T29.p.234a) が「酒は性罪である」という見解と、それに対して Abhidhārmika の「そうではない」という見解とが紹介されている。

この Vinayadhara と類似すると思われるものに Vinayavibhāṣika (AKBh. p.212。玄奘訳「諸毘奈耶毘婆沙師」 T29.p.74b、真諦訳「毘那耶毘婆沙師」 T29.p.234a) という語が、一例見いだせる。これも業品に見いだせるものであり、別解脱律義の獲得を論じる場面において Vinayavibhāṣika の説が紹介されている。

パーリ律と対応するものでは、ほかに Dharmakathika (AKBh. p.270。玄奘訳「諸毘奈耶毘婆沙師」 T29.p.96c、真諦訳「説法人」 T29.p.250c) を見出すことができる。これも業品にあらわれ、父・母・病人・法師・最後生の菩薩にたいする布施は無量であると説かれている。なお、ここではこの五種が凡夫であると説かれている。この Dharmakathika の用例は、上に考察した波逸提法二十九条において、比丘尼が在家信者に対して、特定の比丘を「尊者は経師なり、尊者は律師なり、尊者は法師なり。尊者に供養せよ」といって布施を斡旋することを禁じていたことと重なる部分がある。両者は、ともに法師が尊敬すべき存在であることを物語っているといえるからである。

このように用例は少ないが、『俱舍論』においても律の専門家や法を説く人々が教団内に存在したことを推測させる事実が存在する。またこの他に Ābhidhārmika や Vaibhāṣika といった語が見いだせることは周知の事実であろう。これらの事実から、『俱舍論』が編纂された時代においても、教団内にさまざまな専門家がいたと考えることができるのである。

7. Sautrāntika について

Sautrāntika とは何か。その起源がどこあり、またその実態はどのようなものかは、いまだ謎である。実態については、それが存在したかどうかさえもがわからない状況といえる。私は Sautrāntika が『大毘婆沙論』という持素但纜者や持經者の流れを汲んでいると、今考えている。これについて、これまでの学説との整合性を取りながら、述べていきたい。

7-1. 加藤説との整合性

まず加藤純章『経量部の研究』の知見との整合性を考えよう。加藤が『経量部の研究』で提示した重要な事実は、『異部宗輪論』に説かれる経量部（説轉部）と『俱舍論』に説かれる Sautrāntika（経部）に思想的な連絡がないことを明示した点にある。それにより、我々は Sautrāntika を部派としてではなく、一学派と捉える視点を確保した。本論文で考察したが、仏教教団には教団成立の頃から『俱舍論』が編纂される頃まで、少なくとも律の専門家（Vinayadhara）は存在し続けた。このことから経や論についても同様の専門家がいたと推測することができる。そして、そのような専門家が各部派の中で一つの学派を形成していたと考えると、有部においても経についての専門家がある学派を形成していたと考えることができる。もちろんそれは『異部宗輪論』に説かれる経量部（説轉部）とは全く異なるものであり、あくまでも有部内の一グループにすぎない。

加藤『経量部の研究』では、その可能性について以下のように論じられている。

『大毘婆沙論』の経部師が初期教団の特殊な指導者群（Sūtrāntika 誦經者）ではないかという懸念についてであるが、『大毘婆沙論』の中に言及される異端者で、このような原始的な人々を指す例はほかにないようである。（p.122. 傍線執筆者）

ここでは有部の「異端者」のなかに Sūtrāntika などと称される特殊な指導者群がいなかったと述べられているが、加藤の理解を前提とすればこれは当然の結果である。なぜかといえば加藤の定義する経量部は「かつこ

うのいいもの」であり、有部の正当派からは譬喩者と呼ばれて蔑まされていた人々である。そのような人が有部において指導者となりえることはないであろう。

本論文で考察した通り、教団の中にはさまざまな専門家がいた。より正確には、少なくとも律についての専門家は、各種律文献から見出すことができ、さらに両毘婆沙論と『俱舍論』にも見出されるものであるから、初期教団だけではなく『俱舍論』が著される時代にも存在したといえることができる。私はこれと同じように経や論についての専門家がいたと想定している。

そのような専門家は、はたして異端者に見出されるはずはない。むしろ有部のなかで主要なグループを為していたはずであり、有部内の比丘たちにとってなじみ深いものと考えることができる。本論文「6－1. 両毘婆沙論の考察」で紹介した引用文は、まさにそれに当たると考えることができる。

ある概念が説明されるにあたり律が引かれて、それが説明される。それを語り継ぐものや、見聞きするものにとって、具体的に理解できる方法がとられたのである。そして引用される律のその一文は、まさに教団内における専門家についての言及であり、パーリ律の対応部分には *Suttantika* の語が見出されるのである。

この *Suttantika* が『異部宗輪論』に説かれる経量部（説轉部）と異なることは明白であり、それゆえに『大毘婆沙論』当該部分の「持素怛纒者（誦修多羅者、持經者）」がある部派を意味しないことも明白である。

婆沙論梵本が編纂される時代には、「相似種類」という概念を「持素怛纒者」などと記される律の一文を見聞きすることによって理解することができたのである。ゆえに私は『大毘婆沙論』の編纂当時の有部内において「特殊な指導者」のグループが存在したと主張したい。そしてこのグループは *Sautrāntika* と密接な関係を持つと考えたい。

7－2. 本庄・福田説との整合性

本庄良文は「*Sautrāntika*」（『印度学仏教学研究』40-2）などにおいて、また福田琢は「経量部の大徳ラーマ」（『仏教史学研究』41）などにおいて、*Sautrāntika* と譬喩者を同一視する『順正理論』や、『アビダルマディー

パ』の記述を重視し、**Sautrāntika** と譬喩者を同一のものと受け止め、その起源が婆沙論編纂の時代にまで遡れるという見解を示す。

この説と本論文で提示した説とは、ほぼ矛盾しない。まず **Sautrāntika** が自称であるという理解だが、加藤が言うように **Sautrāntika** には「かつこうのいいもの」という意味があったと思われる。上の波逸提法二十九条の「幹旋」の語の解釈で考察したが、ある比丘を「**Suttantika**」と呼ぶことは称讃の一つであった。**Sautrāntika** にもそのような意味合いが含まれていたとすることは、十分に考えられる。

また成立が婆沙論編纂の時代にまで遡れるという点とも十分に整合性が付く。経についての専門家が **Sautrāntika** の母胎、若しくはそのものだとすれば、その存在は有部という教団が成立したときから存在したものということができる。

7-3. 原田説との整合性

原田和宗は「〈経量部の「単層の」識の流れ〉という概念への疑問（Ⅰ）」（『インド学チベット学研究』1）などにおいて、**Sautrāntika** の創始者を世親とし、**Sautrāntika** は瑜伽行派の学説を有部内に持ち込むためのものであったとする。『俱舍論』において **Sautrāntika** の名のもとに提示される学説のうちいくつか、瑜伽行派の学説と深くかかわっていることを、原田は先行するいくつかの研究に基づきつつ詳細に提示した。

また Robert Kritzer も『俱舍論』と『瑜伽論』の記述の一致を詳細に報告し、両テキストに何らかの関係があることが明確になってきた。

さて、**Sautrāntika** が有部内の経に関する専門家集団に端を発しているという私の理解は、ある意味で原田説とは矛盾している。しかしながら、すでに存在した **Sautrāntika** を世親が全く新しいものに変えてしまったと理解すれば、その矛盾は解消する。本庄は **Sautrāntika** について「『婆沙論』以前からのオーソドックスな「小乗」の経量部と、「大乘」経量部としての世親個人とに分けて考察の方がよいのではないか」（「**Sautrāntika**」）という意見を述べているが、これが原田説と本論文で示した説をつなげる点になろう。

世親が **Sautrāntika** に自身の説を語らせたとすれば、**Sautrāntika** に権威があった方が好ましいはずである。まったく白紙の状態から

Sautrāntika を生み出し、自身の説を語らせるよりも、何かしらの身近な権威をうまく利用して自身の説を語らせる方が、自説を価値づけることになるであろう。そのような点に加藤が世親を「食えないおじさん」（加藤純章「アビダルマの存在理由と大乘仏教徒の苦悩」、『駒沢短期大学仏教論集』3）と評する一面が表われていると考えることができる。

7-4. 自説との整合性

私は「経量部とガンダーラ有部」（『仏教文化学会紀要』19）や「経量部とガンダーラ有部の関係—不律儀の考察を通して—」（『仏教文化学会紀要』21）において、Sautrāntika とガンダーラ有部の関係を論じてきた。自身のこれまでの主張と、本論文において論じた主張との整合性は、とれているだろうか。

まず、私はこの論文を書きながらも、これまでの主張通り『俱舍論』の Sautrāntika は、ガンダーラと深いつながりを有していると考えている。これまで述べてきたことだが、経と論が矛盾する状況が生まれた時にカシミール有部が論を重視するのに対し、ガンダーラ有部は経を重視する。なぜこのような傾向が生まれたかは定かではない。私は「仏教信者になるための要件—カンダーラ有部とカシミール有部の差異を中心に—」（『大正大学大学院研究論集』35）において、ガンダーラ有部が古い経文を維持し、一方カシミール有部がその経文に新たな文言を付け加えた可能性を指摘して、これをもってガンダーラ有部を保守的、カシミール有部を進歩的と評した。

ガンダーラ有部には経を保守しようとする傾向があり、この傾向を維持するためには経についての多くの専門家が必要であったろう。経典の継承が口伝であったか、書写であったかははっきりしないが、これについて松田和信「アフガニスタン写本からみた大乘仏教—大乘仏教資料論に代えて」（シリーズ大乘仏教第1巻『大乘仏教と何か』p.171）では以下のように述べられている。

中央アジア各地から出土した仏教写本を概観すると、興味深いことに、教団文獻の中でも、経あるいや律全体を専門の書写生が組織的に書写したと思われる写本断簡に、二世紀あるいは三世紀に遡る、ク

シャーナ王朝期のブラーフミー文字で書写されたような古い年代の写本は存在しない。(中略) 恐らく、この時代に仏教で聖典を組織的に書写して伝承する営みは、既成の教団側ではまだ始まっていなかったように思われる。

この指摘を受け止めるのであれば、婆沙論梵本が編纂される時代の経の継承は口伝であり、そのための専門家が多数存在したと考えることは想像に難くない。例えば『大毘婆沙論』において功德名の説明に「誦素怛纜者名為經師。若解或誦毘奈耶者名為律師」(T.27 p.73b) と語られるところの「誦素怛纜者」はそのような専門家を意味する語と捉えることができよう。

経典を重視するガンダーラ有部にとって、このような専門家はなによりも重要な役割を果たしたと考えることができ、それゆえに彼らは「かっこうのいいもの」であったはずであり、自身の意見を彼らの名のもとに語ることで権威付けが可能であったのではなかろうか。とにかく、ガンダーラにおいて経についての専門家がいたことは、当時の経が口頭で継承されていたことや、『大毘婆沙論』に見出される「誦素怛纜者」や「持素怛纜者」という語からも、推測できることである。逆に、そのような専門家が存在しなかったとすれば、ガンダーラにおいて経の継承はどのように行われていたのであろうか。これを説明する方が私には困難に思え、規模は解らないが専門家の集団があり、そこで経典の継承が行なわれていたと考えたい。そしてそのような専門家集団こそが *Sautrāntika* の起源だと私は主張するのである。

8. 小結

本論文において私が論じたことは、*Sautrāntika* の起源が有部内の経の専門家集団にあるということである。この推測は加藤『経量部の研究』(pp.120-122)において一度退けられている。しかし、パーリ及び漢訳の律文献の記述から仏教教団内にさまざまな専門家がいたと仮定することができ、それは時代が下った有部においても同様であったと考えることができる。このような考えのもとで、私は加藤説を批判したわけである。

さて、本論文で指摘することができた事実は以下のようなものである。

- ①パーリ律には **Suttantika** という語が見いだせる。これは経の専門家を意味すると考えられ、ほめ言葉でもある。
- ② **Visuddhimagga** にもいくつか **Suttantika** の語が見出され、そのうちの一つは **Suttantika** を **gaṇa** とする。
- ③パーリ律と同様の記述は漢訳諸律にも存在し、やはり様々な専門家がいたことを示唆する。
- ④僧残法第八条の因縁譚は両毘婆沙論において、相似種類を説明するために引用される。両毘婆沙論は持素怛纜者や持毘奈耶者などの語を用いて相似種類という概念を説明している。
- ⑤両毘婆沙論や『俱舍論』にも専門家の存在を示唆する記述がある。

本論文での指摘はおおむねこの五点にまとめられ、これをもとに私は一つの仮説を提示した。もちろん、推測で論を進めたところも多くこの論文も十分に批判されなくてはならない。その批判が文献学的な観点から行われるのは勿論であるが、有部の教団像を具体的に想定するために行われるものであることを願いたい。教団は修行にはげむ比丘たちの集まりであり、そこにおける思索や比丘たちの議論に基づき論書が編纂されたはずである。少し大仰かもしれないが、**Sautrāntika** の起源を考えるということは、そのような論書から比丘たちの日常を再構成するということである。

もちろん **Sautrāntika** には実態がなかったかもしれないが、それもまた具体的な教団像が提示されたうえで結論付けられることであろう。そのためにも論書から推測される教団像を描く必要があり、そのような観点から論書の解説を行なうべきである。私もこの視点を意識しつつ、論書から想定されるより具体的な有部教団像を描き出したい。

(大正大学総合仏教研究所研究員)

